

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成24年 6月19日(火) 午前10時00分～10時38分
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 磯田義弘、 5番 柴田耕一、 7番 杉浦辰夫、
8番 杉浦敏和、 10番 鈴木勝彦、 12番 内藤とし子、
13番 磯貝正隆、 16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 4番 浅岡保夫、
6番 幸前信雄、 11番 鷺見宗重、 14番 内藤皓嗣、
15番 小嶋克文
一般傍聴者 2名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、情報GL、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、都市防災GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第38号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第40号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (3) 議案第41号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- (4) 陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情
- (5) 陳情第3号 T P P 交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、6月15日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案3件及び陳情2件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（総務部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第３８号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

問（１２） 児童遊園、子ども広場を、小規模特養を建てるために、その子ども広場を廃止するというのが、この案件なんです、各小学校区別で住民一人当たりの公園面積は、どれくらい高浜にあるのか、わかったら教えてください。

答（都市整備） まず、学校区単位で公園が何カ所あるかというお話ですが、高取地区の中では、都市公園が２カ所、児童遊園が２カ所、子ども広場が４カ所、ミニパークが６カ所あります。計１４カ所あります。他の学区におきましては、高浜が８カ所、翼が１０カ所、港が７カ所、吉浜が１４カ所になっております。それと、公園の一人当たりの面積ですが、公園とグラウンド等の施設を全部含めてですが、高取地区は、一人当たりの公園面積が４．３１㎡。それと、高浜が４．４８㎡、翼が４．５２㎡、港が３．６１㎡、吉浜が４．１１㎡。平均しますと４．２４㎡になります。

問（１２） 市が持っている、都市計画プランだとか緑のマスタープランというのは、公園整備というのはどのように計画しているのか、市は公園整備の実態をどういうふう認識しているのか、その辺りをお示してください。

答（都市政策部） まず、お話に出ています、都市計画マスタープランというのは、委員さんも御承知のとおりだと思いますが、土地利用を定める大まかないわゆる将来フレームと計画ということになっていまして、その下に、今、お話に出ました、緑の基本計画というものがございます。この緑の基本計画の中では、今、お話が出ております、公園という、その施設だけではなくて、いわゆる高浜の緑、総じてどれだけにしていこうと、将来どれくらいの目標を持っ

て、水準として整備をしていこうということになっていまして、実は、緑の基本計画の中では、先ほどから、都市公園のことが話に出ていますが、目標といたしましては、今、目標年次、平成33年、面積を一人当たり2.44㎡にしていこうということでございまして、その実現というお話の中で、こういったプランを持っているかということでございますが、これは、以前の議会のほうでもお答えいたしているとおおり、市のほうというのは、なかなかこの公園を単独で用地を生み出すというのは、今、非常に財政的な問題もございまして。それから、土地の形状、それから土地の位置というようなことがございまして、そういうような中で、何とか、この面積に少しでも近づけていきたいという形で思っています。

問（12） 高浜の公園整備は、広い公園があるところはあるし、小さな公園が多いということも、町内でいうと小さな公園ばかりというようなところもあるんですけども、計画を聞いても整備が不十分であるということは、はっきりしていると思うんですね。論地子ども広場をなくして、よしとしてはいけないと思うんで、論地町の住民の皆さんの声を反映したっていいですか、適切な場所に代替としての公園を設置するように求めておきたいと思うんですが、そういう点ではどうでしょうか。

答（都市整備） 一般質問でもちょっと答えさせていただいたわけですが、実は、論地子ども広場を廃止する際に、今後、新たに論地の中に、その部分が縮小される場合、ハーモニックタウンの隣に、ミニパークというパーク。要は、開発から3%の用地をいただいて、公園をつくっているわけですが、その隣接しているところが、高浜市が持っている土地があります、その区域を全体的にちょっと拡張して、要は、公園。防災的な公園を設置するように、考えております。その中でも、高浜市と地域の皆様とワークショップをしながら、こういったものを設置したらいいか、一応考えていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

問（12） わかりました。けれども、今のところは借りていたというお話でしたが、その公園がなくなってしまうということは、ハーモニックタウンのほうでも、今でも、空き地といいますか、公園整備がきちんとされているわけではないと思うんですが、やはり、その子どもさんが多いような場所に、ミニ

パークですか、ゴミの分別やゴミ出しの拠点になっているような小さな広場も入っているように聞きましたので、そういうのではなくて、きちんとした公園を設置するように求めておきたいと思います。

問（13） 私も、ちょっとダブルかもしれませんが、8番議員の一般質問で、今でもありましたけれども、論地子ども広場が平成5年に設置をされました。その後、新たに論地町地内に子ども広場が追加をされたという説明が、8番議員の当局の答弁で、一般質問の中でありましたけれども、その時点で、今、お話が出ましたように、借地であるというところで、そういうことを考えながら、その時に廃止というものは考えられなかったどうか、その点についてお願いいたします。

答（都市整備） 御質問のとおり、論地子ども広場は、当時高取小学校区の公園等広場等の現状に対する要望をいただきまして、その状況に対しまして、個人の所有地を無理にお願いしてお借りし、平成5年1月に設置をさせていただいております。その後、平成11年12月にこもればの里の西側、市営墓地高浜南霊苑の南、市の所有地、面積1,125㎡の論地東子ども広場の新設をしています。当時のことではありますが、近隣の新たな子ども広場の設置によりまして、借地による論地子ども広場については、土地所有者に対しまして、お返しのお話しをいたしております。しかしながら、当時、論地子ども広場は6年しか経過しておらず、市の都合のいい話では困るという要望がありまして、交渉の結果から子ども広場として継続を図ってきたものでございますので、御理解を賜わりますので、よろしくお願いいたします。

（2）議案第40号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第1回）

質 疑 な し

（3）議案第41号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1

回)

問(13) 補正予算書、39ページ、土地売却収入1億0,403万3,000円。これについて、先の本会議の答弁で、論地子ども広場の土地1,607㎡と道路である吉棚線の両側にある土地459.81㎡を含めたものが、小規模特別養護老人ホームの用地として、一般会計に売り払う説明をいただきましたけれども、当然、この都市計画道路の用地も関係していると思っていますので、その経過を含めて、御説明をいただきたいと思います。

答(都市整備) それでは、経過について御説明させていただきます。平成4年に都市計画道路、吉浜棚尾線の事業用地となる地主さんから、相続の関係で市に対して土地を処分したいという御相談がありました。都市計画道路の事業主体であります愛知県と、相談と協議をいたしまして、当時、愛知県の事業費等の関係から、早期に対応が難しいということで、高浜市土地開発公社が1,084.81㎡を先行買収させていただきました。その後、愛知県が道路用地である625㎡の取得をし、道路用地以外の土地については、事業に協力していただく隣接の関係権利者の代替地として利用するために、高浜市土地開発公社から土地開発基金に取得をいたしています。それが、委員、おっしゃいました、道路の両側にある用地459.8㎡でありまして、道路工事が開始された現在、代替地の役割を終え、廃止を検討していましたところ、論地子ども広場の土地と隣接していることから、一体的に土地利用を図ることによって、小規模特別養護老人ホームの事業用地の候補地として検討することになりました。したがって、今回の土地取得費特別会計の補正予算で、歳出におきましては、土地開発基金の運用会計である土地取得費特別会計で土地開発基金の所有地459.8㎡の土地を購入いたしまして、その土地と論地子ども広場の土地1,607㎡を合わせた用地2,066.81㎡を一般会計に処分するものがございます。

問(13) 経過は、ありがとうございました。もう一点、お願いをします。そうしますと、先ほどの説明から一般会計に土地を売り払う歳入金額から歳出の土地購入費を差し引いた残りの差額の約7,300万円。これが実際の論地子ども広場の土地購入費になると思いますが、それでよろしいですか。それで、論地子ども広場の用地単価はいくらで、一方、子ども広場以外の両側の用地単

価はいくらになるでしょうか。

答（都市整備） まず、論地子ども広場の土地代は7, 291万9, 232円ですので、面積1, 607㎡の割り戻ししますと、1㎡当たり4万5, 376円。一坪当たり約15万円となります。それから、子ども広場以外の土地代なんですが、3, 111万4, 328円ですので、面積459. 8㎡の割り戻ししますと、1㎡当たり6万7, 667円。一坪当たり約22万3, 000円となります。

問（5） 今、一坪当たり15万円と22万3, 000円ということですが、単価の違いは、同じ一角で隣接していると思うんですけど、単価の違いはどういった形で、開発公社が持っていたのか、そこら辺のあれで、金利が掛かかっておるのか、そこら辺お願いしたいです。

答（都市政策部） 今、委員おっしゃったとおりで、道路の隣接しているところは、先ほどの中でも説明にふれましたけれども、開発公社の事情がありまして、愛知県の事情がありまして先行取得をしていると、それからずっと開発公社が所有していましたので、その当時開発公社が買っている単価というのは、今でもそうですが、公示地でも約4. 9ポイントぐらい下落をしていますので、今の単価とそれぐらいの差があるということ、それに金利も乗っているという、そういうことでございます。

（4）陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情

意（5） 4番目に、住宅リフォームの助成制度の創設と充実してくださいとの内容でありますけれど、こういった場合、部屋のクロス替えなど個人の嗜好を満たしたり、特定の方の個人資産に対する一般財源というのか、直接税金を投入することは、慎重な検討が必要ではないかということで、この陳情には、反対をさせていただきます。

意（16） 2の1、民営化、民間委託は行わないでください。また、既に実施されている民間委託等については、住民サービス向上のために直営に戻すことを検討してくださいということ、この部分一つ挙げましても、直営に戻した

ら一体どれくらいの財源が要るかということと、限られた財源を最大に活かしていくという意味でも、民間の活力を十分活用していくということは必要なことだと思っておりますので、この陳情には反対とさせていただきます。

意（１） 私も、この陳情に反対の立場で意見させていただきます。本陳情の１番で、予定価格、８割以上とありますけれども、私は、リバースオークション、逆オークション方式を支持しておりますので、これには反対です。また、本陳情の２で、今、おっしゃられた民営化、民間委託をするなという文言が入っておりますので、賛成できかねます。また、３番ですね、ILO94号、条約の批准については、現在61カ国の国が批准していると思いますが、日本政府は、公契約履行のための業務であるか、否かを問わず、民間部門の賃金、その他の労働条件は関係当事者の労使間で合意されるべきものであり、労働基準法違反の場合を除き、政府が介入するのは不適當であろうとして、批准の意思がないことを明らかにしております。私も、この意見に賛成ですので、この陳情には反対させていただきます。

意（１２） 私は、この陳情に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。今、個人財産に財源投入というお話がありましたが、そういう意味で言えば、屋根瓦の補助金だとか、いろんな地域振興のための施策もやっているわけで、この住宅リフォームで10倍、20倍と仕事が広がっていくということが、大変大きな、今、地域で問題になっていて、愛知県では蒲郡が始めて、江南市で始めて、設楽のほうで始めてというふうで、あちこちで今始まっているんですが、大変評判がいいということです。今、ILOの話が出ましたが、公契約は野田市が始めていて、大変しっかりした、市長も、それ賛成してやっていますので、それと、労働環境チェックシートというのが、新宿区が行なっているのが出ていますが、高浜で今やっているということではなくて、こういう労働するための安全委員会だとか最低の休暇だとか、そういうのをきちんととっているか、安全委員会やっているか、そういうのをきちんと調べていることによって、そこで働く人たちの質が良くなっているという、今、ことが出ているそうです。そういう意味でも、この陳情には、賛成です。

委員長 他に。

意見なし

(5) 陳情第3号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情
意(7) この陳情には、趣旨採択ということで意見を述べさせていただきます。2011年10月、TPPの経済効果に対する政府試算で、各省庁が試算結果を公表していますが、その前提条件があまりにも極端な条件であり、関税撤廃以外にも多くの分野において議論が行われているとされていますが、情報が十分に開示されていないのが現在の状況です。あと、TPPが日本にもたらすメリット、デメリットを適切に把握するには、正確な情報とそれに基づいた議論が必要と考えています。また、情報量が極めて少ない中で、このTPPに参加することへの農業者団体への不安は大きく、陳情という形で意見書の提出を求める趣旨には、一定の理解は示す必要があるのではないかと趣旨で、趣旨採択とします。

意(16) TPPにつきましては、農業だけではなく、医療、それから保険、食品の安全性など、国民の生活に一体どのような影響を与えていくのかということが、国民に十分な情報が、今現在ではまだまだ提供されていないという状況の中にあります。また、議論につきましても、し尽くされてはいない。こういった状況でありますので、かと言いましても、この農業協同組合さんが出されました、この内容につきましては、一定の理解ができますので、趣旨採択でお願いしたいと思えます。

意(1) この陳情に関しまして、賛成の立場で意見を申し上げます。今、言われた中、あるいは多岐にわたりにましていろいろな問題点、課題があると思いますが、私はISDS、ISD条項に関して問題があると思えますので、これに賛成させていただきます。例えば、一番の問題は、国内の中の公共調達、あるいは地方自治体の中の調達に関して、この条項に従いますと他国の個人あるいは企業から国が訴えられるということが発生することが考えられます。そうしますと、地元のために何かを押し入れる、何かの事業を与えるということに関して他国からの干渉をいただくというふうなことになると思えますので、反

対ですので、この陳情には、賛成させていただきます。

意（１２） 私どもは、このＴＰＰ交渉参加に反対に関する意見書の提出を求める陳情書、賛成の立場です。農業だけではないんですが、農業で言えば、現在、５０％にしようという食糧の自給率、これも１３％ぐらいに下がってしまうという試算が出ています。お米も本当に日本の大地で採れた安心、安全で本当に美味しいお米が食べられなくなるということも明らかですので、あと医療や保険、食品の安全性などいろいろありますが、農業一つとっても、本当に国の形が変わってしまうような、大変な問題が含まれていると思っています。ぜひ、このＴＰＰには、交渉参加には反対で、この陳情には賛成をいたします。

意（１０） 私も、この陳情書には、賛成の立場で言わせていただきます。いろいろ、るる皆さん方から御意見をいただきましたけども、私は農業の分野だけを少し取り上げてお話をさせていただきたいと思います。農業というのは、アメリカにしてもどこにしても国策でありまして、その民のために食糧確保するということは一番重大な国策であると思います。今回のこういったＴＰＰ参加することによって、まだ未知数な数字だとは思いますが、４０％をきるような今現状ですけども、今、内藤とし子委員からも言われましたように、参加することによって、大きく自給率が下がってしまう。そういった問題を抱えますと、農業を抱える皆さん方に見ればですね、安全なものを国民の皆さん方に提供しようとする意欲が薄れてしまう。そういうことによって、日本の国民全体が、食糧不足に陥って、国力というものが削がれる、そんな方向に向かうのではないのかなと、そんなふうに心配しております。アメリカは、ポストハーベスト、残留農薬、これを一定基準まで認めております。しかし、日本は、この残留農薬を認めておりません。こういったものの障壁が、かなりの大きな障壁になると思います。国民の本当に若い子どもたちに、残留農薬の入ったものを食べてもらう、これが本当にですね、親御さんたちにとって安心して食糧まかせられるような国力になるのか、私は、いささか心配しております。ガソリンであるとか、もろもろの工業製品では、おなかには満たされません。安心して安全なものを食べてこそ国力は上がってくると、私は信じておりますので、この陳情には賛成をさせていただきます。

意（１３） 今、いろいろお話がございましたけれども、私は、杉浦辰夫委員、

小野田由紀子委員の趣旨採択と同様な形で、意見を述べさせていただきます。今、辰夫委員がおっしゃいましたけれども、農業と異種産業の対決みたいな形で、今、お話がありますけれども、そうではなくて、小野田委員がおっしゃいましたように、医療を初め、いろんな分野に問題が出てきていると思います。そのいろんな分野の方々が、そういった御意見をお持ちだと思います。そういったものが、マスコミ、よくわかりませんが、国もそうでしょうけれども、情報を出してこない。この辺が大きな問題があると思います。ただ、何と言いますか、考え方がいろいろありましようが、その意図するところは、それぞれありますので、私は慎重に、ここは、今の段階では構えなければいけないというふうに思っていますので、趣旨採択でお願いをしたいと思います。

委員長 他に。

意 見 な し

委員長 以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。これより採決をいたします。

《採 決》

- (1) 議案第38号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第40号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第41号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

- (4) 陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情

挙手少数により不採択

- (5) 陳情第3号 T P P 交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件について、お諮りいたします。一つ震災廃棄物処理・対策事業について、一つ防犯事業について、以上2件を閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前10時38分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長